

平成30年11月22日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、公表します。

1 職員手当過大支給にかかる処分

処分に係る職員の所属、職及び年齢	開発水道部 係長（50歳）
処分の内容	戒告
処分の理由	(概要) 扶養手当の支給要件に該当しなくなったが、多年に渡り不適正に扶養手当を受給した。このことにより、市民の市役所に対する信頼を大きく失墜させた。 (処分理由) 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号（法令違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。
処分年月日	平成30年11月22日
その他	地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任（職員手当担当部局） 総務部長 市長嚴重注意 秘書情報課長 市長嚴重注意 秘書情報課課長補佐 市長嚴重注意

【問合せ先】
碧南市総務部 秘書情報課 人事係
電話：0566-41-3311（内線 217）
FAX：0566-41-6868
E-mail：jinji@city.hekinan.lg.jp